

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次の通り提案書の提出を求めます。

なお、本件に係る契約の締結は、世田谷区の平成30年度予算が成立し、本件に係る予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成30年1月4日

世田谷区

1 事業概要

(1) 件名

喜多見農業公園等管理運営業務委託

(2) 事業目的

本事業は、平成28年度に開園した喜多見農業公園及び将来的に拡張する予定の喜多見農業公園拡張用（暫定）用地（以下、「喜多見農業公園等」という。）において、区民が農業体験を通して世田谷区の農業の文化や歴史を学び、農業・農地が持つ多面的機能の有用性や重要性の理解を促進することで、区内農業の振興を図ることを目的として、喜多見農業公園等の管理運営を行うものである。

(3) 業務内容

喜多見農業公園等の維持管理業務及び地域住民を含めた区民を対象とする農業体験イベント・講習会等の企画・運営業務を行う。業務にあたっては、「喜多見農業公園運営連絡会」（喜多見農業公園等の開園後の平成28年4月に地域住民の意見集約を目的として立ち上げた連絡会。以下、「連絡会」という。）の意見を、管理・運営に反映させること。

①公園施設維持管理業務

・日常管理作業

鍵の開閉、園内の巡回点検、公園内の簡易清掃・灌水等

・定期管理作業

園内施設の定期清掃及び設備点検、体験学習施設・農機具倉庫内・トイレ・空調機の清掃、除草及び樹木の手入れ・刈込・剪定作業、園内のごみ処理

②圃場管理業務

農産物の栽培・管理、肥料及び薬剤、作業日誌の作成、拡張用（暫定）用地の管理運営用地としての活用等

③連絡会運営

連絡会の開催、連絡会及び各関係機関との連絡・調整等

④講習会及び農業体験イベントの企画・運営

・講習会

区民公募形式の「個別利用」（年10回程度）及び教育・福祉団体を対象とする「団体利用」（年6回程度）において、野菜づくり体験教室を実施すること。農作業体験を通じて喜多見地区の『農』を総合的に理解してもらうことを目的として企画すること。講師は、可能な限り周辺地域の農家・農業者

等とすること。

・農業体験イベント

喜多見地区の『農』の良さを、広く地域内外に知つてもらうための単発型イベント（植え付け、栽培管理、収穫体験等）を実施すること。20～80人程度の来場数の1～2時間程度のイベントを年6回以上実施。講師は、上記講習会と同様。

⑤募集に関する事務

ホームページ又は募集用チラシの配布等による募集、抽選、利用説明等

⑥公園の広報及び要望対応

ホームページやパンフレット等による公園利用のPR、要望・苦情への対応等

⑦農業公園維持管理用物品の管理補充及び小破修繕

(4) 履行期間（予定）

平成30年4月1日から平成33年3月31日

※契約は単年度ごとに締結し、各年度において本契約に係る予算の配当があること及び履行実績が良好であることを契約締結の条件とする

2 参加資格

提案書提出時において、次の要件を全て満たす法人であること。

(1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること、又は登録されることに特段の支障がない法人であること。後者の場合は、次に掲げる書類を参加表明書に添えて提出した上で、区から本件の参加資格があることを認められた者であること。

- ① 「登記事項証明書」 1部
- ② 「法人に関する書類（定款等）」 1部
- ③ 「会計に関する書類（直近の収支計算書等）」 1部

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を受けていないこと。

(3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選択するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 実施体制
- (2) 業務内容に対する理解度
- (3) 業務内容に対する企画提案
- (4) 類似施設の管理運営実績
- (5) 見積内容の妥当性

5 手続等

(1) 担当部課

世田谷区産業政策部都市農業課 担当 桐谷、杉ノ原
住所 〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7
TEL 03-3411-6658 FAX 03-3411-6635
(受付時間：午前8時30分～午後5時まで 土日祝日除く)

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間

平成30年1月4日（木）～1月19日（金）

②交付場所及び方法

上記（1）窓口、又は世田谷区ホームページ
([くらしのガイド](#)→[仕事・産業・就職](#)→[おしらせ](#)) にて公開（※ダウンロード可）

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

①提出期限

平成30年1月19日（金）午後3時まで

②提出場所

上記（1）と同じ

③提出方法

持参又は郵送

(4) 提案書の提出期限、提出場所及び方法

①提出期限

平成30年2月16日（金）午後3時まで

②提出場所

上記（1）と同じ

③提出方法

持参に限る

6 その他

- (1) 提案書等作成に要する費用は参加者の負担とする。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 無
- (6) 提案書の提出後に上記2の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5と同じ
- (8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

- (9) 提出された参加表明書及び提案書は返還しない。
- (10) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (11) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。
- (12) 契約金額は、予算の範囲内とする。
- (13) 契約の締結に関しては、選定された受託者候補者と区とが協議し、委託業務にかかる仕様を確定させたうえで契約を締結する。また、仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、受託者と区との協議により最終決定する。
- (14) 詳細は説明書による。